

# いすみ市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

平成22年12月1日告示第167号

(趣旨)

**第1条** この告示は、いすみ市における空き家の有効活用を通して、移住・定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人又は法人が建築又は取得し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物（住宅、店舗、事務所及び倉庫に限る。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ移住・定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

**第3条** この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

**第4条** 空き家バンクにより、空き家の登録を受けようとする所有者等は、いすみ市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及びいすみ市空き家バンク物件登録カード（様式第2号。以下「物件登録カード」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、空き家バンク物件登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、いすみ市空き家バンク物件登録完了書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

**第5条** 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、いすみ市空き家バンク物件登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した物件登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

**第6条** 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家バンク物件登録台帳の登録を抹消するとともに、いすみ市空き家バンク物件取消通知書（様式第5号）を当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を抹消されたものについては、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 第4条第2項に規定する登録から2年を経過したとき。
- (3) いすみ市空き家バンク物件取消願書（様式第6号）の届出があったとき。
- (4) 物件登録者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められたとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係があると認められたとき。
- (5) その他空き家バンク物件登録台帳に登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

(情報提供)

**第7条** 市長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

(利用登録)

**第8条** 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、いすみ市空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）及びいすみ市空き家バンク利用者登録カード（様式第8号）により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当しているものを空き家バンク利用登録台帳に登録し、いすみ市空き家バンク利用登録完了書（様式第9号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知する

ものとする。

- (1) 空き家を利活用して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与することができる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、いすみ市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) 空き店舗等を賃借又は購入し、事業を行い、地域経済の活性化に貢献しようとする者
- (4) その他市長が適当と認めた者  
(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

**第9条** 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を取消しするときは、いすみ市空き家バンク利用登録変更・取消願書（様式第10号。以下「利用登録変更・取消願書」という。）を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

**第10条** 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、いすみ市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第11号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録変更・取消願書の提出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員であると認められたとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係があると認められたとき。
- (7) その他市長が適当でないとき。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

**第11条** 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び賃貸借の契約に

については、直接これに関与しないものとする。ただし、物件登録者は、市が媒介に関し協定を締結している市内不動産業者に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年3月31日告示第57号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。